

議案第 108 号

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について
甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例
甲府市建築基準法施行条例（昭和 54 年 12 月条例第 37 号）の一部を次のよう
に改正する。

別表中第 18 号の 9 を第 18 号の 11 とし、第 18 号の 6 から第 18 号の 8 ま
でを 2 号ずつ繰り下げ、第 18 号の 5 の次に次のように加える。

(18)の 6	法第 60 条の 4 第 1 項 第 3 号の規定に基づく特定業 務施設等誘導地区内における 建築物の容積率又は建築面積 に関する制限の適用除外に係 る許可の申請に対する審査	特定業務施設等誘導地区 内における建築物の容積 率又は建築面積に関する 制限の適用除外に係る許 可申請手数料	17 万 5,000 円
(18)の 7	法第 60 条の 4 第 2 項 ただし書の規定に基づく特定 業務施設等誘導地区内におけ る建築物の高さに関する制限 の適用除外に係る許可の申請 に対する審査	特定業務施設等誘導地区 内における建築物の高さ に関する制限の適用除外 に係る許可申請手数料	17 万 5,000 円

別表第 37 号中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に
改め、同表第 38 号中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12
項」に改める。

附 則

この条例中別表第 3 7 号及び第 3 8 号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）附則第 1 条に規定する公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、特定業務施設等誘導地区内における建築物に関する新たな事務に係る手数料を定める等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。